

○総社市高齢者等住宅手すり設置・段差解消支援助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者及び身体障がい者(以下「高齢者等」という。)が、居住する住宅において、手すり設置等の改修を行う場合に、その費用の一部を助成することにより、高齢者等の在宅福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 自己の居住の用に供する建築物をいう。
- (2) 集合住宅 一の建物内に複数の個人住宅が集合している建築物をいう。
- (3) 併用住宅 建物内に個人住宅部分と店舗、事務所等の個人住宅以外の部分を有する建築物をいう。
- (4) 住宅 前3号に掲げる建築物をいう。
- (5) 市内建築業者 建築業を営んでおり、本市に事業所その他これに類するものを有する法人又は本市に住所を有する個人事業主をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者であって、本市に住所を有し、かつ、市税を完納しているものとする。

- (1) 65歳以上の者で、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく要介護認定又は要支援認定を受けていないもの
 - (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、総社市障がい者(児)日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年総社市告示第87号)別表中、住宅改修費の部の障がいの程度等の欄又は総社市高齢者及び重度身体障害者住宅改修助成事業実施要綱(平成17年総社市告示第22号)第2条第1項第2号に該当しないもの
- 2 前項の市税の完納要件については、同項第2号に該当する者が児童の場合にあつては、その保護者の納税状況をもって判断する。

(助成対象工事)

第4条 助成の対象となる工事(以下「助成対象工事」という。)は、助成の決定後に着手し、当該年度の3月末日までに第10条第1項に規定する工事完了届を提出することができる、日常生活上の動線における工事であつて、市内建築業者が施工する次に掲げる工事とする。

- (1) 手すりの設置
- (2) 踏み台の設置
- (3) 階段の設置
- (4) スロープの設置
- (5) 敷居の撤去
- (6) 前各号に掲げる改修に附帯する工事

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、助成対象工事から除くものとする。

- (1) 住宅の新築、増改築及び購入時に行われる工事
 - (2) 借家を家主が改修する工事
 - (3) 住宅の屋外(助成対象者が主として外出の用に供する部分を除く。)を改修する工事
 - (4) 市長が適当でないと認める工事
- (助成対象住宅)

第5条 助成の対象となる住宅は、助成対象者が居住する市内の住宅であつて、当該住宅の所有者が助成対象工事を承諾している住宅とする。

2 前項に規定する住宅のうち、集合住宅又は併用住宅にあつては助成対象者の居住部分に係る工事を助成対象とする。

(助成額等)

第6条 助成額は、助成対象工事に要する経費の2分の1以内の額とし、100,000円を限度とする。ただし、算出した助成額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 助成金の交付は、助成対象者1人につき1回限りとする。

(助成の申請)

第7条 助成を受けようとする助成対象者(当該者が児童の場合にあつては、その保護者。以下「申請者」という。)は、総社市高齢者等住宅手すり設置・段差解消支援助成事業申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事前・工事予定図面
- (2) 工事見積書
- (3) 工事前写真
- (4) 承諾書(助成の対象となる住宅の所有者が申請者でない場合)

(助成の決定)

第8条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査の上、助成の適否を決定し、総社市高齢者等住宅手すり設置・段差解消支援助成事業決定(却下)通知書により申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第9条 前条の規定により助成の決定を受けた申請者(以下「助成利用者」という。)は、助成対象工事が完了するまでの間に次に掲げる事由が生じた場合は、速やかに総社市高齢者等住宅手すり設置・段差解消支援助成事業変更申請書に当該事由を確認することができる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、助成金交付決定額に変更を生じない軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 助成対象工事の申請時の額等を変更するとき。
- (2) 助成対象者が第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 助成の対象となる住宅に居住しなくなったとき。
- (4) 天災その他やむを得ない事由により助成対象工事を行うことが困難になったと認め

られるとき。

(5) 助成対象工事を中止したとき。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ、同項第1号による申請にあっては、総社市高齢者等住宅手すり設置・段差解消支援助成事業変更決定通知書により、その他の場合にあつては、速やかに助成の取消しを決定し、総社市高齢者等住宅手すり設置・段差解消支援助成事業決定取消通知書により、助成利用者に通知するものとする。

(請求及び支給)

第10条 助成利用者は、助成対象工事が完了したときは、総社市高齢者等住宅手すり設置・段差解消支援助成事業助成金請求書に工事が完了した事実を証する次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事完了届
- (2) 完成写真
- (3) 領収書の写し

- 2 市長は、前項の請求を受理したときは、内容を審査の上、助成金を支給するものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段によって助成金を受けた者があるときは、その者から助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月23日告示第10号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。